

この規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行・三井住友カード株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

SMBC CARD (三井住友VISA) 規定

1 【SMBC CARD (三井住友VISA)】

(1) SMBC CARD (三井住友VISA) (以下「SMBC CARD」といい、SMBC CARDの表面には「SMBC CARD」と記載します。)とは、株式会社三井住友銀行 (以下「当行」といいます。)の普通預金のキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、三井住友カード株式会社 (以下「当社」といいます。)のクレジットカードとしての機能(「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。

(2) 「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、会員規約および本規定等を承認のうえ、当行および当社にSMBC CARDの利用を申し込み、当行および当社が認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行および当社は、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」により発行されるキャッシュカード(以下「キャッシュカード(普通預金)」)といいます。)および会員規約により発行されるクレジットカード(以下「三井住友VISAカード」といいます。)に代えて、SMBC CARDを発行し貸与するものとします。

(3) SMBC CARDのクレジットカード機能の利用代金等を決済する普通預金口座を「決済口座」といいます。

(4) 利用者がSMBC CARDのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。

(5) 利用者が、前記(4)の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といい、生体認証取引には、本規定に加え、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。

(6) 本規定において、利用者が当行および当社より発行を受けたSMBC CARDのうち、生体認証取引を行う機能のみを備えたSMBC CARDを、「SMBC CARD(生体認証IC)」といいます。

2 【SMBC CARDの所有権】

(1) SMBC CARDの所有権は当行および当社に帰属するものとし、SMBC CARDは利用者に貸与されるものとします。

(2) 利用者は、SMBC CARDについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

3 【別にカードを発行する場合等】

(1) キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARDを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARDとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。

(2) 普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARDを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARDとは別に、貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

(3) 利用者がSMBC CARDの発行を既に受けている場合には、当該SMBC CARDの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとします。

4 【SMBC CARDの発行】

SMBC CARDの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

5 【SMBC CARDの取扱い】

(1) 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)においてSMBC CARDを利用する場合は、SMBC CARD表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。

(2) 利用者が、SMBC CARDのデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいい、)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてSMBC CARDを利用する場合には、SMBC CARDを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能はご利用できないものとします。

(3) 利用者は、SMBC CARDを用いて、当行の国際キャッシュカードサービスを利用できないものとします。

(4) 前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

6 【SMBC CARDの有効期限等】

(1) SMBC CARDのキャッシュカード機能の有効期限は、カード券面上に表示されたクレジットカード機能の有効期限と同一とします。

(2) 当行および当社は、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなSMBC CARDを発行し、利用者の当行届出の住所に送付します。

(3) 利用者は、有効期限を更新した新たなSMBC CARDを受領したときには、有効期限経過後のSMBC CARDを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。

(4) 有効期限を更新した新たなSMBC CARDがSMBC CARD(生体認証IC)の場合には、生体情報を登録するまでキャッシュカード機能は利用できないものとします。

7【SMBC CARDの喪失等】

(1) 利用者は、SMBC CARDが紛失・盗難・詐取・横領等(以下併せて「喪失等」といいます。)にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。

(2) 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。

(3) 前記(2)にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(4) 利用者は、SMBC CARDが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。

(5) SMBC CARDの喪失等により生じた損害の処理については、利用者と当行の間では「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」等を、利用者と当社の間では会員規約を、それぞれ適用することとします。

8【届出事項の変更】

(1) 利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項(キャッシュカード(普通預金)の暗証番号の変更を除く。)は、当行から当社へ連絡し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2) 前記(1)のうち氏名に変更があった場合、またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は当該SMBC CARDをあわせて当行に提出するものとします。なお、これにより新たにSMBC CARDが交付されるまでの間、利用者がSMBC CARDを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(3) 前記(1)に定める届出事項について変更の届け出が行われなかったことにより利用者がSMBC CARDを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

9【SMBC CARDの機能分離等】

(1) 利用者は、SMBC CARDについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込みまたは届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込みまたは届出があったものとします。

① SMBC CARDのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード(普通預金)等キャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと三井住友VISAカードの発行を希望する場合

② SMBC CARDのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、三井住友VISAカードの発行を希望する場合

③ 決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合

④ 決済口座または当社とのカード会員契約を解約する場合

(2) 前記(1)の場合に、利用者は、当該SMBC CARDのほか当行が指定する他のカードもあわせて、当行に提出するものとします。なお、これにより新たに当行所定のカードまたは三井住友VISAカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能等およびクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

10【SMBC CARDの種別変更等】

(1) 利用者は、SMBC CARDのクレジットカード機能のうち三井住友VISAカード種別の変更を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって三井住友VISAカード種別の変更の申込が当社にあったものとします。

(2) 前記(1)の場合に、新たにSMBC CARDが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を、一部利用できなくなることもありますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないもの

とします。

11【SMBC CARDの解約】

(1) 当社、または当行の定める期間、利用者によるクレジットカード機能の利用による利用代金の決済（年会費を含む）が無かった場合には当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。その場合、当行はキャッシュカード（普通預金）等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。

(2) 利用者の責によりSMBC CARDの再発行ができない場合、SMBC CARDの更新発行は行わず、当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。

12【クレジットカード機能の一時停止等】

(1) 利用者が本規定または会員規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

(2) 当社が前記(1)によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」といいます。）には、同時にキャッシュカード機能は利用できなくなるものとし、当行はキャッシュカード（普通預金）等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。

(3) 一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(4) 一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、SMBC CARDを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からSMBC CARD回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

13【再発行手数料等】

(1) 利用者は、SMBC CARDの再発行を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2) 当行および当社が、SMBC CARDの再発行または前記1に定めるキャッシュカード機能の変更または前記9に定める機能分離等に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後にSMBC CARDまたは当行所定のカードもしくは三井住友VISAカードを再発行または発行します。

(3) 前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

14【情報の管理および同意】

(1) 利用者は、当行および当社がそのどちらか一方に対して、もしくは当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARDの発行、交付、その他SMBC CARDの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

(2) 利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

SMBC CARDの発行・交付、および当行並びに当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲

本申込書等に記載された利用者の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、SMBC CARDについての利用者に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等(ただしその理由は除く))、利用者と当行および当社との取引内容

(3) 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

15【目的範囲内の情報提供および同意】

(1) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記14の内容に加えて、SMBC CARDの利用状況・ローン残高等を含むものとします。)

(2) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当社が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記14の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）

(3) 当行および当社は前記(1)および(2)により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、当行および当社のみが利用するものとします。

(4) 利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

16【規定の準用】

本規定に特段の定めがない限り、SMBC CARDのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証取引にかかる特約」等を、クレジットカード機能については会員規約を、準用するものとします。

17【本規定の変更等】

(1) 本規定の各条項、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能（以下「商品内容」といいます。）は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、以下のいずれかの方法により変更できるものとします。

①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日（以下「相当期間経過日」といいます。）から適用されるものとします。

②変更内容を当社から通知すること、または新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規定を送付した後にSMBC CARDを利用したとき（以下「通知後のカード利用日」といいます。）に利用者が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。但し、届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 本規定の変更等を前記(1)の双方により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

以上
(2014年7月改定)

株式会社 三井住友銀行 お問い合わせは、 お取引店まで、 お願いいたします。	三井住友カード株式会社 〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15 TEL 06(6445)3501 〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20 TEL 03(5392)7411
---	--

(2014年7月現在)